

○玉木庶務課長：交渉対象事項の3項目について、本間所長から回答させていただく。

○本間所長：要求された3点について回答させていただく。1点目の超過勤務については、不要不急の超過勤務の防止に努めるとともに、やむを得ず超過勤務をする場合も必要最小限に止めることが重要であり、管理者をはじめ、職員個々が意志を持って取り組むことが重要であると考えている。

東海農政局では、平成21年10月2日の超過勤務縮減検討委員会において、「超過勤務縮減に向けての取組について」を決定し、超過勤務縮減の徹底を図ることとされたところであり、当事業所としても、毎週水曜日・金曜日、完全定時退庁日及びいきいきパートナーシップの日には、管理者が定時退庁の呼びかけを行うと共に、管理者自らも定時退庁に努める等、メリハリの効いた業務運営に努め超過勤務縮減に取り組むこととしている。今後とも、職員と話し合いながら超過勤務縮減に取り組んでまいりたい。

2点目の労働環境の改善については、日常的なコミュニケーション作りが事業を円滑に推進する上で重要であり、明るい職場環境づくりについても、職務の能率的な遂行を確保し公務の円滑な運営を期すため、極めて重要と考えている。

当事業所においては、毎月、全体会議を開催し、課題意識の共有化、情報交換を図っているところであり、今後とも、コミュニケーションを十分図り明るい職場環境の確保に努めて参りたい。

3点目の人事評価については、期首面談・期末面談において被評価者に対する指導・助言を行うに当たり、被評価者の主体的な能力開発や業務遂行等の取組を促す観点から、個別の項目、目標ごとにコメントするなど可能な限りきめ細やかな指導・助言を行うよう努めており、今後とも同様に対応して参りたい。

なお、日常のコミュニケーションの認識については、先にお答えしたとおりですが、その重要性を認識し今後とも対処してまいりたい。

また、評価に対する職員からの苦情相談については、既に相談できる体制が構築されおり、苦情相談員を庶務課長としている。

以上、回答させていただく。

○田仲執行委員：今後ともよろしく申し上げます。

○玉木庶務課長：以上で要求第3号に対する交渉を終了いたします。

以上

2011年12月22日

東海農政局
西濃用水第二期農業水利事業所
所 長 本 間 新 哉 殿

全農林労働組合東海地方本部
岐阜分会
委員長 井 上 利 久

要 求 書

私たち東海農政局西濃用水第二期農業水利事業所に働く組合員の労働条件は、総人件費削減による連年の定員削減などにより悪化が進行するとともに、国の出先機関見直しや組織改革による先行きの不透明感から、将来に対する不安感がかつてないほど増大しています。あわせて、新たな農政展開に十分対応するためには、職場における労使間の意思疎通と、組合員の労働条件確保は必要不可欠なものとなっています。

こうしたなか私たちは、労働条件の維持改善と職場環境の整備のため、下記のとおり職場課題を取りまとめました。

貴職におかれましては、私たちの労働条件確保の観点から、下記事項の解決に向け最大限の努力をされるよう強く要求します。

記

1. 業務進行状況を的確に把握して、厳格な勤務時間管理体制を確立するとともに、実効ある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務を縮減すること。
2. 日常的に管理職員と組合員間のコミュニケーションを十分図ることにより「明るい職場環境づくり」を行い、労働環境の改善に最善を尽くすこと。
3. 人事評価の実施に当たり、期首面談・期末面談では被評価者に対する指導・助言を丁寧に行うとともに、日常普段の十分なコミュニケーションを図ること。

また、評価に対する職員からの意見・質問、苦情相談に対しては、職員が気軽に相談できる体制を構築すること。